

公 告

下記のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び焼津市契約規則（昭和 53 年焼津市規則第 15 号）第 6 条の規定に基づき公告する。なお、本工事は、有効な入札を行った者のうち、入札結果により落札候補者を決定した上で、落札候補者から提出された入札参加資格確認書類等により入札参加資格の有無を確認し、落札候補者が入札参加資格を有している場合に落札決定する事後審査型の入札である。

この入札は、静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

令和 5 年 5 月 26 日

焼津市長 中野 弘道

記

1 入札に付する事項等

- (1) 入札番号 第 57 号
- (2) 工 事 名 NA3-1 保福島大島新田線ほか配水管更新工事
- (3) 工事場所 焼津市 中新田 地内ほか
- (4) 工事概要 施工延長 L=1048.6m

土工	1 式
配水管布設工	1 式
請負資材費	1 式
推進工	1 式
舗装復旧工	1 式
給水管切替工	1 式
給水管請負資材費	1 式
仮設工	1 式
安全費	1 式
- (5) 予定履行期間 契約締結日 ～ 令和 6 年 3 月 8 日
- (6) 予定価格 事後公表

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしていることについて確認を受けた者であること。

- (1) 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成 23 年焼津市告示第 310 号）に基づき、水道施設工事に係る有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づき、水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 有資格者名簿に登録されている者のうち、本公告時に当該名簿に登録されている建設業法第 3 条

の規定に基づく主たる営業所（本店）の所在地を焼津市内に有する者であること。

- (4) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における水道施設工事の総合評定値（審査基準日が本開札日より 1 年 7 ヶ月以内のものに限る。）が 600 点以上の者であること。
- (5) 建設業法第 26 条に規定する水道施設工事に係る監理技術者又は監理技術者となりうる資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (6) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (7) 本件工事に係る設計業務等の受託者（服部エンジニアリング株式会社）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (8) 焼津市競争契約入札心得（建設工事等）に定める入札に参加する資格のない者に該当していないこと。

3 設計図書等の入手方法

入札参加申請者は、次に掲げるところにより設計図書等を入手すること。

- (1) 公開期間 令和 5 年 6 月 21 日（水）まで
- (2) 公開場所及び入手方法 次の焼津市ホームページからダウンロードにより入手すること。
<http://www3.city.yaizu.shizuoka.jp/nyusatulist/seigenList.asp>

4 入札参加資格確認申請

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げるところにより申請を行い、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また、開札の結果、落札候補者となった者は、9 に規定する手続により入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 公告の日の翌日～令和 5 年 6 月 9 日（金）
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
午前 9 時～午後 9 時（最終日は午後 5 時までとする。）
※持参の場合 午前 9 時～午後 5 時
（(3)により、紙入札による参加の承諾を得た者のみ、持参による提出が可能とする。）
- (2) 申請方法 電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札により参加を希望する場合
申請に先立ち、焼津市総務部契約検査課（焼津市本町二丁目 16 番 32 号）へ紙入札方式参加申請書（焼津市電子入札運用基準第 4 号様式）を持参し承諾を得ること。承諾が得られた後、提出書類を持参すること。郵送及びファクシミリによるものは、受け付けない。
- (4) 提出書類 入札参加資格確認申請書（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）第 2 号様式）。なお、申請書様式は、焼津市ホームページに掲載する。
- (5) 提出書類の扱い（9 (2)に規定する書類を含む。）
 - ア 作成費用は、申請者の負担とする。
 - イ 申請者に無断で他の用途に使用しない。
 - ウ 返却しない。
 - エ 公表しない。

オ 提出期限後における差し替え及び再提出は認めない。

5 入札前に行う入札参加資格の確認通知

- (1) 入札参加資格の確認の結果は、令和5年6月14日(水)までに電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札による参加の承諾を得た者には、ファクシミリにて入札参加資格確認通知書(焼津市制限付き一般競争入札取扱要領(建設工事等)第5号様式)を通知する。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、次に掲げるところによりその理由について説明を求めることができる。また、紙入札による参加の承諾を得た者が説明を求める場合には、書面(書式自由)により説明を求めることができる。

ア 受付期間 通知を受けた日～令和5年6月15日(木)

(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

午前9時～午後9時(最終日は午後5時までとする。)

※ファクシミリの場合 午前9時～午後5時

イ 受付方法 電子入札システムにより受け付ける。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者は、ファクシミリ(送信先:焼津市総務部契約検査課 ファクシミリ番号054-626-1136)により受け付ける。なお、ファクシミリ送信後、電話により受信確認(確認先:焼津市総務部契約検査課 電話番号054-626-1119)を行うこと。

ウ 回答方法等 令和5年6月16日(金)までに電子入札システムにより回答する。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者に対しては、ファクシミリにより回答する。

6 設計図書等に関する質問等

- (1) 設計図書等に関する質問

ア 受付期間 令和5年6月9日(金)まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

午前9時～午後9時(最終日は午後5時までとする。)

※ファクシミリの場合 午前9時～午後5時

イ 受付方法 電子入札システムにより受け付ける。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者は、ファクシミリ(送信先:焼津市総務部契約検査課 ファクシミリ番号054-626-1136)により受け付ける(様式自由)。なお、ファクシミリ送信後、電話により受信確認(確認先:焼津市総務部契約検査課 電話番号054-626-1119)を行うこと。

- (2) 質問に対する回答方法等

令和5年6月14日(水)までに電子入札システムにより回答する。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者に対しては、ファクシミリにより回答する。

7 入札手続等

- (1) 入札書等受付期間 令和5年6月20日(火)～令和5年6月21日(水)

午前9時～午後9時(最終日は午後1時までとする。)

(2) 入札方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者は、開札日時に開札場所へ持参により提出すること。なお、入札執行回数は、2回を限度とする。

(3) 開札日時 令和5年6月22日(木)午前9時

(4) 開札場所 焼津市役所 本庁舎 会議室6A(焼津市本町二丁目16番32号)

(5) 提出書類

本件入札においては、工事費内訳書の様式を指定しているため、3(2)のホームページからダウンロードした指定様式により工事費内訳書を作成し、提出すること。

ア 電子入札システムによる場合 入札書、工事費内訳書

イ 紙入札による場合 入札書、工事費内訳書、入札参加資格確認通知書、紙入札方式参加申請書の写し(承認印が押印されたものに限る。)、委任状(代理人が入札する場合)

(6) 入札保証金 免除

(7) 契約保証金 必要

(8) 前払金 有

(9) 部分払 有

(10) 低入札価格調査 有

(11) 失格判断基準 有

(12) 入札金額 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きに係る免税又は課税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜額)を記載すること。

(13) 入札の無効 無効となる入札は、焼津市競争契約入札心得(建設工事等)に定めるところによる。また、入札参加資格があることを確認された者であっても、その後に入札参加資格停止措置を受けた者など入札参加資格のない者が行った入札は無効とする。

(14) 再度の入札 2回目の入札の実施に当たっては、焼津市電子入札運用基準第8の8「再度の入札について」に定めるところによる。

8 落札者の決定方法

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者を落札候補者とし、落札候補者のうち最低の入札価格で応札した者から提出された入札参加資格書類等により入札参加資格の有無を確認し、当該落札候補者が入札参加資格を有している場合に落札を決定する。

(2) 落札候補者が入札参加資格を有していないと確認した場合には、有効な入札を行った者の中から別の落札候補者を決定し、同様の手続きを行うものとする。

(3) 入札価格が焼津市低入札価格調査取扱要領で規定する低入札価格調査の対象となった場合は、当該要領に基づく低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

9 落札候補者の入札参加資格確認書類等の提出

(1) 提出期間 落札候補者決定通知日～令和5年6月23日(金)
午前9時～午後9時(最終日は午後5時までとする。)

※持参の場合 午前9時～午後5時

(2) 提出書類

ア 配置予定技術者等の資格・工事経歴表（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）第4号様式）

(ア) 申請様式は、焼津市ホームページに掲載する。

(イ) 工事経歴の概要等欄については、記入不要とする。

(ウ) 次の書類の写しを添付すること。

a 配置予定技術者の資格・免許等が確認できる書類の写し及び監理技術者資格者証の写し（表裏両面）

b 配置予定技術者と入札参加資格確認申請日以前から3ヶ月以上の雇用関係を証明することができる資料（所属建設業者の商号等が確認できる健康保険被保険者証等の写し。健康保険被保険者証の写しを提出される際は、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」及び「QRコード」をマスキングの上、コピーしたもの。）

イ 総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第25号の12）の写し
審査基準日が開札日より1年7ヶ月以内のものであること。

ウ 建設業許可申請書（建設業法施行規則様式第1号）別紙2(1)又は(2)の営業所一覧表の写し

エ 配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことが確認できる書類（専任技術者証明書（建設業法施行規則様式第8号）又は建設業許可申請書（建設業法施行規則様式第1号）別紙4の専任技術者一覧表の写し）

(3) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。なお、電子ファイルの容量が大きくシステムによる提出ができない場合、又は紙入札による参加の承諾を得た者が提出する場合は、焼津市総務部契約検査課（焼津市本町二丁目16番32号）へ持参すること。郵送及びファクシミリによるものは、受け付けない。

10 落札候補者の審査

(1) 落札候補者の審査結果は、令和5年6月28日（水）までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者には、ファクシミリにて通知する。

(2) 落札候補者が落札者とならない旨の通知を受けた場合には、次に掲げるところによりその理由について説明を求めることができる。また、紙入札による参加の承諾を得た者が説明を求める場合には、書面（書式自由）により説明を求めることができる。

ア 受付期間 結果通知日の翌日正午まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

※持参又はファクシミリの場合 午前9時～午後5時（最終日は正午までとする。）

イ 受付方法 電子入札システムにより受け付ける。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者は、持参又はファクシミリ（送信先：焼津市総務部契約検査課 ファクシミリ番号 054-626-1136）により受け付ける。なお、ファクシミリを送信する場合は、ファクシミリ送信後、電話により受信確認（確認先：焼津市総務部契約検査課 電話番号 054-626-1119）を行うこと。

ウ 回答方法等 受付期限の翌開庁日午後5時までに電子入札システムにより回答する。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者に対しては、ファクシミリにより回答する。

11 その他

- (1) 照会窓口は、焼津市上下水道部水道工務課（焼津市柵宜島20番地の1 焼津市水道庁舎1階 電話番号054-624-0111）及び焼津市総務部契約検査課（焼津市役所本庁舎4階 焼津市本町二丁目16番32号 電話番号054-626-1119）とする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、次のものを焼津市ホームページに掲載するので、精読した上で参加すること。焼津市ホームページアドレス <http://www.city.yaizu.lg.jp/>
 - ア 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）
 - イ 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年焼津市告示第30号）
 - ウ 焼津市制限付き一般競争入札実施要綱（平成11年焼津市告示第40号）
 - エ 焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）
 - オ 焼津市競争契約入札心得（建設工事等）
 - カ 焼津市電子入札運用基準
 - キ 焼津市低入札価格調査取扱要領
 - ク 焼津市公共工事前金払及び部分払に関する取扱要領
 - ケ 焼津市建設工事の中間前金払に関する取扱要領
 - コ 焼津市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領
 - サ 焼津市発注工事における監理技術者等に関する取扱要領
- (3) 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の対象建設工事である。
- (4) 本件工事の成果品は、電子納品の対象とする。対象書類は、工事写真とする。
- (5) 本件工事は、法定外の労災保険に付すこと。
- (6) 本積算に適用している水道事業実務必携は、令和4改訂版である。